

多賀城市地域福祉計画（第4期）概要版



令和3年度～令和7年度

1 計画策定にあたって

◆ 計画策定の背景 ◆

【社会情勢の変化】

- 高齢化や人口減少など社会構造の変化により人間関係の希薄化や経済活動の縮小等が進行しています。
- 高齢者、障害者、児童の福祉など、各分野の制度だけでは解決できない複雑化・複合化した課題（8050問題・ダブルケア等）が顕在化してきています。

【地域福祉に関する国の動き】

- **ニッポン一億総活躍プラン**
『地域共生社会』の考え方が示されました。
- **社会福祉法の改正**
市町村は、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に努めるものとされました。
- **関連法の施行**
成年後見制度の利用の促進に関する法律、再犯の防止等の推進に関する法律が施行されました。
- **子どもや若者等の生活状況に関する調査の実施**
全国で115.4万人がひきこもり状態にあることが明らかになりました。

◆ 計画の位置づけ ◆

● 法的根拠

社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」です。

《計画に盛り込む内容》

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

● 役割

- ・ 市が地域福祉を推進していく際の基本理念や考え方を示した総合的な行動指針
- ・ 優先性や緊急性を判断する調整機能
- ・ 地域住民や各種福祉団体等が主体的に地域福祉に取り組む際の考え方や役割を示す指針

◆ 基本的な考え方 ◆

多賀城市地域福祉計画（第1期～第3期）

ともに支え合いみんなが安心して暮らすまちづくり

継承

新たな視点



● 地域共生社会の実現

制度や分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源がつながることで、一人ひとりの暮らしと生きがいとともに創っていく地域づくりを推進

● 第六次多賀城市総合計画との連動

将来都市像「日々のよろこびふくらむまち 史都多賀城」の実現に向けて、各分野を横断する施策展開

● 多賀城市成年後見制度利用促進計画を包含

成年後見制度利用促進のための取組を推進

● 多賀城市再犯防止推進計画を包含

犯罪や非行からの立ち直り支援や再犯防止による安全安心の地域づくりに関する取組を推進

● SDGsの目標設定

持続可能なまちづくりを目指し、各ゴールを設定

2 基本理念

ともに支え合い みんなが

第1期計画から変わらぬ一貫した理念であり、市民一人ひとりが自らが暮らす地域に積極的に
お互いが個人として尊重しあい、生きがいや充実感を持ちながらその人らしい生活ができるまち

3 基本目標

課題1 地域福祉に対する興味関心を高め、地域活動やボランティア活動などへの参加を促す仕組み、取組の強化

- 人口減少や世帯の小規模化が進んでおり、地域社会から孤立する人や世帯が増えるリスクが潜在しています。
- 地域住民等の交流意識や地域活動に対する関心は低下の傾向が見られ、手助けできることがあっても地域の支え合い活動につながっていない現状があります。
- 地域共生社会の実現に向けて、地域住民等は、地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して主体的に解決していくことが求められています。



基本目標1

助け合い支え合える
まちをつくります

課題2 人権を尊重し、誰も排除されることのない地域づくりの必要性

- 多様な人々が暮らしやすい地域になるよう、人権を尊重し、誰も排除されることのない地域づくりが求められています。
- 物事を判断する能力が十分でない人等の権利を守る支援が求められています。
- 刑務所から出所した人は、住居や就労に問題を抱えて地域から孤立するケースが多く見られ、地域社会で孤立させない息の長い支援が求められています。



基本目標2

多様性を認め、
生き生きと暮らすまち
をつくります

課題3 包括的な支援体制の整備と地域を支える連携の強化

- 8050問題やダブルケアなど、複雑化・複合化している事例が増えています。
- 分野ごとに充実させてきた制度を適切に提供するだけでなく、多様な主体が分野を超えて連携し、横断的に支援していくことが必要です。
- 民生委員・児童委員や家庭相談員等の相談員、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等の連携を強化し、総合的に支援していくための仕組みが求められています。



基本目標3

地域社会を支える
ネットワークや仕組みが
あるまちをつくります

安心して暮らすまちづくり

関わり、年齢や性別、障害の有無、社会的・経済的な地位などに関係なく地域社会に包摂され、を目指します。

4 具体的な施策内容

★：再犯防止の取組(多賀城市再犯防止推進計画)を包含する事業です。
 ☆：成年後見制度利用促進のための取組(多賀城市成年後見制度利用促進計画)を包含する事業です。

基本目標1

目指す姿

市民一人ひとりが地域社会の一員としての意識をもち、困ったときには地域で助け合い、支え合い、見守り合うことができています。

具体的な施策



施策1 支え合いの心を育みます

- 支え合い意識の醸成 ★☆
- 地域福祉教育の推進 ★



施策2 地域の助け合い支え合いで生活課題に取り組みます

- 地域活動への参加促進
- 地域における支え合いの基盤づくり★
- 緊急時や災害時における支え合い活動の促進

施策3 地域を担う人づくりを進めます

- 地域を支える担い手やリーダーの発掘と育成
- 地域を支えるボランティアの育成・支援

成果指標

助け合い支え合えるまちになっていると思う市民割合

現状値

38.2%

目標値



目指す姿

市民一人ひとりが、多様性を認め、ともに生き生きとした生活ができています。

具体的な施策



施策1 どんな人でも包摂される地域をつくります

- 人権尊重の意識を醸成 ★☆
- 権利擁護の推進 ☆
- やさしい地域環境の推進 ★

施策2 いきいきとした生活づくりを推進します

- 生涯学習やスポーツ・レクリエーションを通じた生きがいづくり
- 生きがいの実践・活躍の場づくり

成果指標

多様性を認め、生き生きと暮らすまちになっていると思う市民割合

現状値

38.1%

目標値



基本目標2

目指す姿

市民一人ひとりが、地域社会の一員として自立した生活を営めるよう地域で活動する各団体とネットワークを組み、ともに支え合い、地域の身近な問題を解決できています。

具体的な施策



施策1 地域福祉推進のつながりづくり

- 地域福祉推進体制の強化★☆
- 地域の活動や団体間の交流の促進

施策2 市民一人ひとりが自立して生活できるまちづくり

- 自立を支える生活・就労支援★
- 保健・医療・福祉サービスの充実

施策3 包括的な支援を推進します

- サービスの情報提供や利用支援★☆
- 身近な地域での総合的な相談体制の充実☆
- 課題解決の連携体制と仕組みづくり

成果指標

支え合いのネットワークや仕組みがあるまちになっていると思う市民割合

現状値

38.7%

目標値



基本目標3

5 新たな取組



包括的な支援体制の整備

背景・目的

複雑化・複合化した課題に対応し、本人の意向に沿った適切な支援を行うため、各分野間を調整する機能の強化や、関係団体等との連携体制の構築と連携の仕組みづくりに取り組めます。

地域住民等が主体的に地域課題を解決していくための支援体制を整備していきます。

取組内容

総合相談による受け止め

- 地域の相談員・相談窓口・支援機関との連携強化
- 各分野を調整する機能強化
- 人材の育成支援



多機関協働の仕組みづくり

- 地域資源を活かした課題への対応（地域への参加支援）
- 地域全体で課題を解決していく体制・仕組みづくり

成年後見制度利用促進の取組

背景・目的

独居高齢者や認知症高齢者等の増加により、財産管理等に関する支援ニーズが高まります。判断能力が不十分な人であっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度の利用促進を図ります。

取組内容

地域連携ネットワークの構築

司法、福祉、医療等関係機関による連携により、地域連携ネットワークを構築し、権利擁護支援が必要な方の発見・支援や早期の段階からの相談・対応体制の整備を行います。

権利擁護支援の中核機関の設置

地域連携ネットワークの中核機関を設置し、制度の普及啓発・広報活動の実施や、相談体制の整備、後見人等の調整や活動支援を行います。

再犯防止推進の取組

背景・目的

刑務所から出所した人が地域から孤立し、職や住居に困って再び罪を犯してしまうケースが増加しています。安全安心の地域づくりを実現していくためには、犯罪や非行からの立ち直りを支援し、地域全体で再犯による被害を防ぐ「息の長い」取組が必要です。

取組内容

関係団体等との連携

保護司会、更生保護協議会、就労支援を行う団体、住居支援を行う福祉団体等の関係団体や県との連携を図り、犯罪や非行をした人の立ち直し支援を行います。

福祉サービス等の利用促進

適切な福祉サービス等を受けることができるよう、保護司等を通じた適切な情報提供や利用促進に努めます。

啓発活動の実施

再犯防止に関する地域住民等の意識の醸成や立ち直し支援等に対する理解を深めるため、街頭啓発活動や関係団体等との連携を活かした啓発活動を実施します。

6 計画の推進

地域福祉とは、地域において人々が安心して幸せに暮らせるよう、市民や地域の関係団体、福祉事業者、行政などが「自助」「共助」「公助」の役割によって協力しあいながら地域社会の福祉課題の解決に取り組むことです。

「ともに支え合い みんなが安心して暮らすまちづくり」を推進するため、市民、地域、市が協力して取り組んでいくことが必要です。

市民の役割

市民一人ひとりが、地域社会の一員であるとの自覚を持ち、福祉に対する意識や認識を高め、積極的に地域福祉活動に参加していくことが必要です。

地域の役割

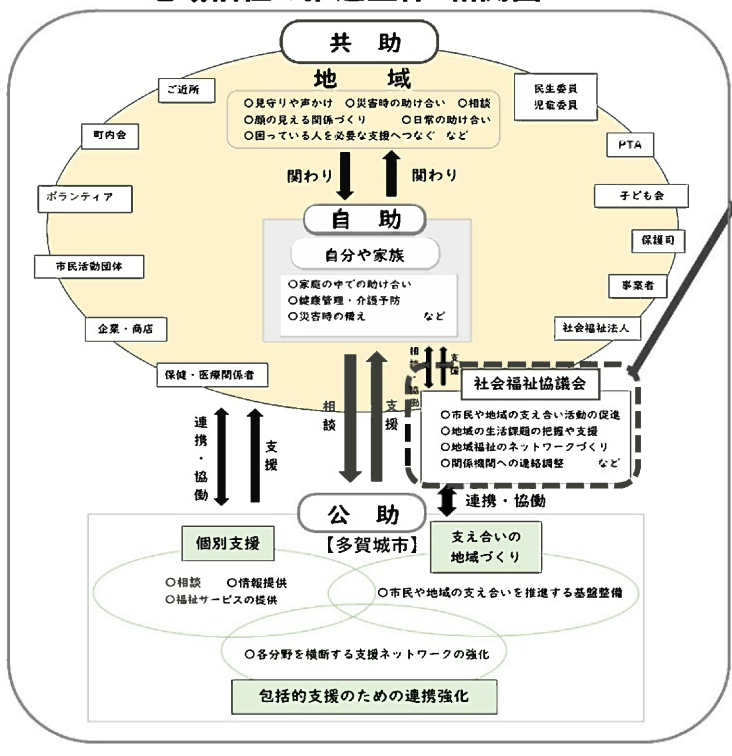
地域での助け合いや支え合いが大切です。また、地域で活動する事業者、各種団体が、互いに連携し、協働して取り組んでいくことが求められています。

市の役割

「ともに支え合い みんなが安心して暮らすまちづくり」の基本理念のもと、市は、地域福祉の推進のために、本計画に掲げる施策を総合的に実施する責務があります。

また、地域福祉を推進する関係機関・団体等と互いに連携を図り、ともに支え合っていく協力体制を構築していくことが必要です。

地域福祉の推進主体 相関図



※多賀城市社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法人のなかでも、特に地域福祉を推進する中心的な団体です。

本計画の基本理念・3つの基本目標を実現するためには、社会福祉活動への市民参加をはじめ、民間福祉団体の先導役として計画それぞれの分野で多賀城市社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されます。

社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携を図り、市民、地域、市が地域の実情を十分に踏まえながら地域福祉推進の両輪として相互に機能し合い、基本理念の実現を目指します。





地域福祉の担い手を紹介します

多賀城市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき設置された地域福祉を推進する中心的役割を果たす団体です。

ふれあいのまちづくりを推進しています

地域の住民交流を後押しするため、こども食堂や健康教室、サロン活動など住民交流活動を支援しています。地域との繋がりを増やしていくことで、地域情報の収集や顔の見える関係づくりに努めています。

福祉サービス利用援助事業 まもりーぶ

在宅などで生活する判断能力の不十分な方が地域で自立した生活を送ることができるよう支援する取組を行っています。



令和2年度策定

多賀城市地域福祉活動計画

～おtaga いさま ふ・く・しプラン～

地域住民等が協力して地域福祉を実践していく内容をまとめたものです。



ひとり暮らしの高齢者を支える取組を行っています

住民同士の交流や仲間づくりの輪を広げることで、ひとり暮らしの高齢者のひきこもりや孤独感の解消を図ります。また、防犯や病気予防などの講座を行い、生涯学習による生き生きとした暮らしを推進しています。ひとり暮らし高齢者と民生委員をつなぐ見守りも兼ねた取組です。



民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域における「つなぎ役」を果たす地域の担い手です。

民生委員児童委員はどんな活動をしているの？

○社会調査

担当区域の住民の実態、福祉ニーズの把握に努めています。

○情報提供・ 利用援助

福祉の制度やサービスに関する情報を提供し、必要な支援へつなぎます。



○相談・助言

相手の立場に立ち、親身に相談にのり、助言など援助します。

○連絡通報・調整

必要な支援を受けられるよう、行政や関係施設、団体等につなぎます。



多賀城市民生委員児童委員協議会
会長 白濱 宣子さん

「一人じゃないよ」と伝え続けています
民生委員・児童委員となり今年で22年目になります。
一人暮らしの高齢者の相談を受けることが多いです。「ひとりで寂しいんだ」と声をかけられたら、月に一回自宅に伺って話し相手になっています。
また、買い物に出会った人には「お元気そうね」と声を掛けます。介護が必要な人がいれば包括支援センターに連絡したり、悩み事があればじっくりお話を聞いて、市役所の担当課につないだりもします。
外を歩くと地域の皆さんが声を掛けてくれ、民生委員・児童委員としての楽しさとやりがいを感じます。困っていることがあれば気軽に相談してくださいね。

出典：広報多賀城（令和2年1月号）より



毎年5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。この日から1週間(5/12～18)は「活動強化週間」で、民生委員・児童委員の存在について地域の住民や関係機関・団体等に理解を深め信頼関係を築くことを目的に様々なPR活動を展開します。

発行：多賀城市保健福祉部社会福祉課

住所：〒985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号

電話：022-368-1141（代表） F A X：022-368-1747

URL：<http://www.city.tagajo.miyagi.jp>

この計画の詳細は、図書館・公民館等で閲覧できます。また、市ホームページにも掲載しています。